

幕別町債権管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町債権管理条例 (令和元年12月20日 条例第36号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(債務者に関する情報)</p> <p>第6条 町長は、町の債権について履行期限までに履行されない債権がある場合において、第9条から第16条までの規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として、当該債務者の当該町の債権以外の町の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び町長が行った措置等の情報を同一の実施機関（<u>幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号）第2条第1項第2号に規定する実施機関をいう。</u>）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</p> <p>第7条～第17条 略</p>	<p>○幕別町債権管理条例 (令和元年12月20日 条例第36号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(債務者に関する情報)</p> <p>第6条 町長は、町の債権について履行期限までに履行されない債権がある場合において、第9条から第16条までの規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として、当該債務者の当該町の債権以外の町の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び町長が行った措置等の情報を同一の実施機関（<u>幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第37号）第2条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。</u>）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</p> <p>第7条～第17条 略</p>